

静岡県剣道連盟 称号段級位審査規程の改正

| 現 行 | 改 定 |
|--|--|
| <p>(審査の方法)</p> <p>第6条 1 段位</p> <p>(5)第二次審査において不合格となった者は、一年以内に1回に限り二次審査を受審できる。(第一次審査は免除する。)</p> <p>※一年以内とは、(例)6月二次審査不合格者は10月、2月、6月の3回の内1回</p> <p>第6条 2 級位</p> <p>剣道は実技を課す。</p> <p>1・2級の評価は切り返し、地稽古の総合評価とし、その基準は別に定める。</p> <p>3級の評価は切り返し、基本打ちとし、その基準は別に定める。</p> <p>実技合格者には木刀による剣道基本技稽古法を課す。</p> <p>※級審査は一次審査、二審査の考えはなく、木刀による剣道基本技稽古法で不合格の場合、次回は実技審査から受審する。</p> | <p>(審査の方法)</p> <p>第6条 1 段位</p> <p>(5)第二次審査において不合格となった者は、一年以内に1回に限り <u>不合格となった科目を受審できる。</u></p> <p>(第一次審査及び<u>第二次審査で合格した科目は免除</u>する。)</p> <p>※一年以内とは、(例)6月二次審査不合格者は10月、2月、6月の3回の内1回</p> <p>第6条 2 級位</p> <p>剣道は実技を課す。</p> <p>1・2級の評価は切り返し、地稽古の総合評価とし、その基準は別に定める。</p> <p>3級の評価は切り返し、基本打ちとし、その基準は別に定める。</p> <p>実技合格者には木刀による剣道基本技稽古法を課す。<u>実技と木刀による剣道基本技稽古法を全員実施後に合否判定を可能とする。この場合、各々について合否を採点する。</u></p> <p>※級審査は一次審査、二審査の考えはなく、木刀による剣道基本技稽古法で不合格の場合、次回は実技審査から受審する。</p> |

令和7年4月1日より施行